

お知らせ & ぐあんない



瀬戸内しまなみ大学「水軍講座」

戦国時代に瀬戸内海を中心に活動した村上水軍について、世界の海洋事情及び海賊問題に詳しい山田吉彦氏をお招きし、現代海賊研究の視点から、その実像に迫ります。村上水軍は現代の海賊と同じなのか、それともまったく異なった性格の集団なのか…。

■日時 2月14日(日) 13時30分～15時30分

■会場 村上水軍博物館 1階講座室

(今治市宮窪町宮窪1285)

■演題 「世界の海賊と村上水軍」

■定員 100名(要申込)

■講師 山田吉彦氏(東海大学海洋学部教授)

■申込方法 電話にてお申し込みください

■参加費 無料

■申込・問合せ先 (館内常設展示観覧の場合は200円)

村上水軍博物館

TEL 089777411065

いっしょにからだの元気フォーラム

In今治

一生のうちに、日本人の約15人に一人がうつ病にかかると言われています。うつ病のきっかけとしては、職場や家庭での

ストレスなど、日常生活のさまざまな出来事が関係しており、だれでもかかる可能性のある病気です。

精神科医師や、うつ病体験者の方のお話などを通して、あなた自身と、あなたの大切な人の、ここからからだの健康について考えてみませんか? ぜひ、ご参加ください。

■日時 2月27日(土) 12時30分～16時

■場所 今治市総合福祉センター

■主な内容 精神科医師による講演、シンポジウム、バリツと元気体操、各種相談コーナー、喫茶コーナー、福祉シヨップなど

※入場無料、申し込み不要

■問合せ先 今治保健所精神保健係

TEL 089812312500

(内線232・239)

2月の潮汐表

日	潮	高 潮				低 潮			
		時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位
1(月)	大	—	—	12:43	375	6:22	-29	18:53	36
2(火)	大	0:43	348	13:20	366	7:03	-17	19:32	29
3(水)	中	1:28	344	13:57	350	7:45	5	20:11	29
4(木)	中	2:15	332	14:36	328	8:28	36	20:54	36
5(金)	中	3:07	312	15:16	302	9:13	72	21:41	48
6(土)	小	4:07	289	16:02	275	10:05	111	22:36	63
7(日)	小	5:23	269	17:01	250	11:15	144	23:48	75
8(月)	長	6:58	263	18:22	233	—	—	13:01	163
9(火)	若	8:28	273	19:49	231	1:17	76	14:48	157
10(水)	中	9:34	290	20:59	241	2:36	66	15:53	140
11(木)	中	10:20	306	21:52	256	3:35	51	16:36	122
12(金)	中	10:56	318	22:33	271	4:21	38	17:10	106
13(土)	大	11:26	325	23:08	284	4:58	29	17:38	92
14(日)	大	11:52	329	23:40	296	5:30	25	18:03	80
15(月)	大	—	—	12:15	329	5:59	26	18:26	70
16(火)	大	0:10	305	12:38	327	6:27	30	18:50	60
17(水)	中	0:41	310	13:02	323	6:55	38	19:15	52
18(木)	中	1:14	311	13:28	316	7:24	51	19:43	48
19(金)	中	1:49	307	13:56	306	7:56	69	20:16	47
20(土)	小	2:31	297	14:28	292	8:32	91	20:55	51
21(日)	小	3:22	283	15:08	274	9:17	118	21:45	60
22(月)	小	4:30	268	16:03	254	10:17	144	22:51	69
23(火)	長	6:02	262	17:28	239	11:51	161	—	—
24(水)	若	7:36	275	19:08	242	0:19	70	13:47	155
25(木)	中	8:47	298	20:27	263	1:51	56	15:03	130
26(金)	中	9:40	324	21:28	293	3:01	32	15:54	99
27(土)	中	10:24	346	22:19	322	3:56	8	16:36	69
28(日)	大	11:04	360	23:05	347	4:44	-10	17:15	42

※この潮汐表は、尾道港を基準港として計算した弓削港のものです。



藻場が支える豊かな海づくり!

「ガラモ母藻製作イベント」のお知らせ

■日時 3月6日(土) 9時～11時 小雨決行

■場所 上島町岩城漁港物揚場

■内容 漁船に乗りガラモ場へ母藻を設置

■参加 定員30名、参加費無料

カップ・長靴など汚れてもよい服装
お子様は父兄同伴でご参加ください

◆申込期限 2月20日(土)

◆問合せ・申込先

岩城生名地区漁業振興長期計画推進委員会
(岩城生名漁業協同組合)

TEL 08977512033

ぜひあなたでも気軽に参加ください

確定申告を忘れなく!!

平成21年分所得税および平成22年度町民税（住民税）の申告時期となりましたので、次の日程で受付を行います。みなさん、期限内に申告を行いましょ。

◆受付日 2月15日（月）～3月12日（金）（土・日は除く）

◆受付時間 8時30分～17時15分

※ただし、仕事の都合等により平日申告を受けることが出来ない人は、2月20日（土）と2月28日（日）【受付時間9時～17時】に申告を受付いたしますのでご利用下さい。

【申告が必要な人】

- ・ 自営業者で確定申告をしていない人
- ・ 給与・年金以外に所得（個人年金・満期等保険金）のある人
- ・ パート、途中退職者等で、勤務先で年末調整をしていない人
- ・ 国民健康保険又は後期高齢者医療保険に加入している人（申告をしないと保険税の軽減が受けられません）
- ・ 平成22年度に年金を請求する人及びその配偶者の方（収入が無くても申告してないと請求できません）

【お願い】

あらかじめ申告書に添付する資料の集計・整理をお願いしてください。（医療費控除額、国民年金保険料、生命保険料・損害保険料・地震保険料など）
※資料の整理等が行われていない場合は、お待ちいただくことがあります。

【お問合せ先】

上島町各総合支所住民課までお問合せ下さい。

弓削総合支所 TEL 77-2500

生名総合支所 TEL 76-3000

岩城総合支所 TEL 75-2500

魚島総合支所 TEL 78-0011

年金受給者のみなさんへ、源泉徴収票は大切に保管してください。

◇老齢や退職を事由とする年金を平成21年中に社会保険庁より受けていた方には、平成22年1月末までに『公的年金等の源泉徴収票』が送られてきます。

◇『公的年金等の源泉徴収票』は、所得税の確定申告（住所地を管轄する税務署で受付）の際の添付書類等として必要となりますので大切に保管してください。

なお、死亡された方には源泉徴収票は送付されませんので、必要な場合はお早めに「ねんきんダイヤル」へご相談ください。また、源泉徴収票の再交付につきましても「ねんきんダイヤル」へお電話ください。

ねんきんダイヤル 0570-051165

IP電話・PHSからは03-6700-1165にお電話ください。

会社を退職された方の国民年金の手続きについて!!

★国民年金制度は、20歳から60歳までの全ての方が加入し、保険料を納め、みんなを支え合う制度です。国民年金の加入者は次の3種類となっています。

- 第1号被保険者：自営業者、農林漁業者や会社を退職された方などとその配偶者
 - 第2号被保険者：厚生年金、共済組合に加入している方（会社員、公務員など）
 - 第3号被保険者：第2号被保険者に扶養されている配偶者（年収130万円未満）
- 大半の方は、会社に勤めているときは厚生年金保険に加入していますが、会社を退職した場合は、国民年金の第1号被保険者になります。

国民年金第1号被保険者になった場合、「国民年金被保険者種別変更（第1号被保険者該当）届」に年金手帳を添えて、住民票のある市町役場または年金事務所に提出ください。

（注）第3号被保険者についても次のいずれかに該当する場合は、第1号被保険者となりますので、前記と同様の手続きが必要となります。

○第2号被保険者が会社を退職したとき、又は65歳になったとき

○収入が130万円以上となるなど、第2号被保険者の被扶養者に該当しなくなったとき

★国民年金保険料には、保険料免除制度があります。申請して承認されることによって、全額または一部（4分の1納付、半額の納付、4分の3納付）の保険料が免除されます。

国民年金に関するお問い合わせは?

年金の手続きなどもっと詳しいことが知りたい方は、お近くの年金事務所へご相談願います。また、お電話でのお問い合わせは「ねんきんダイヤル」0570-051165へ IP電話・PHSからは、03-6700-1165へお問い合わせ願います。

農地制度が変わりました!!

「農地法等の一部を改正する法律」が平成21年12月15日に施行され、新しい農地制度がスタートしました!

～ **これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保する** ～

- **違反転用に対する罰則の強化** 違反転用に対する処分・罰則が強化され、県知事による代執行制度が創設されました



事 項	旧 法	改 正 後
①違反転用	3年以下の懲役または300万円以下の罰金(法人は300万円以下の罰金)	3年以下の懲役または300万円以下の罰金(法人は1億円以下の罰金)
②違反転用における原状回復命令違反	6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金(法人は30万円以下の罰金)	3年以下の懲役または300万円以下の罰金(法人は1億円以下の罰金)

- **農地転用許可の対象の拡大** 許可不要であった病院、学校等の公共転用も許可の対象となりました。
- **農用地区域からの除外の厳格化** 農業振興地域内の農用地について、担い手に対する利用集積に支障を及ぼす場合は、農用地から除外(農地転用)できなくなりました。

～ **農地を貸しやすく借りやすく、農地を最大限に利用する** ～

- **農地所有者等の農地を適正かつ効率的に利用する責務を法律に明記。** 農地の貸借による規制を見直し、利用を促進 農業生産法人以外の法人であっても農地を適正に利用していない場合に貸借を解除する条件等を契約に付した上で、農地を借り受ける権利が設定できるようになりました。

農地の借り受け者の範囲



(改正前)

農作業
常時
従業者

農業
生産法人

+

(改正後に追加)

農作業
常時従業者
以外の個人

農業生産
法人以外の
法人



民法により20年以内とされている農地の賃貸借の存続期間が50年以内となります。標準小作料は廃止され、農業委員会が農地の賃借料情報の提供等を行います。

- **遊休農地対策の強化** 農業委員会が全ての遊休農地を対象に指導・勧告を行うようになります。所有者が判明しない遊休農地についても利用を図る措置等が新たに設けられました。
- **農地の相続にかかる届出** 相続によって農地を取得した人は、農業委員会に届出が必要になりました。
- **農地の権利取得等の下限面積を農業委員会が決定** 従来の基準と同じ30アールに決定しました。

次から次へと勧められ…

● **「次々販売」とは、一度契約をした消費者をターゲットに、一人の消費者に次から次へと新たな勧誘をし、契約をさせることを「次々販売」といいます。**
「次々販売」では、リフォーム工事や床下換気扇、ふとん類、アクセサリー、エステティックサービスなどのさまざまな商品やサービスを勧めます。「次々販売」は、業者の執拗な勧誘だけでなく、支払能力を無視して次々とクレジット契約を結ばせ、結果的に契約金額が高額となり、消費者が毎月の支払いに追われるようになることもあり注意が必要です。

● **被害にあわないために、①業者の勧誘には毅然とした態度で対応しましょう。②契約を結ぶ前に、本当に必要なものかどうかを家族や周りの人に相談しましょう。③もし契約してしまったら、クーリングオフや解約が可能なこともあるので、最寄りの相談窓口に相談しましょう。④高齢者に対しては、何か変わったことがないか声をかけるなど、日頃から家族や周りの方で確認しましょう。**

● **クレジット規制の強化について、近年、高齢者を狙った「次々販売」などでクレジットを利用して必要以上の商品等の契約をさせる被害が問題とされていました。そこで、平成21年12月に施行された改正特定商取引法・割賦販売法では、訪問販売業者などによる商品やサービスの説明に偽りがあった場合や、必要以上の量の商品の購入契約があった場合には、クレジット契約を取り消して、すでに支払ったお金の返還請求が可能となりました。**

【消費生活に関する相談窓口】

愛媛県消費生活センター TEL 089-925-3700
岩城総合支所産業振興課 TEL 75-2500
せとうち交流館 TEL 77-2252
生名総合支所産業建設課 TEL 76-3000
魚島総合支所産業建設課 TEL 78-0011